

## (2) 計画の策定体制

保健福祉に係る諸計画の策定にあたって、市では計画策定に関する機関として保健福祉計画検討委員会（以下「検討委員会」）と子ども・子育て会議を設置しています。

また、市役所内部では保健福祉に係る諸計画策定委員会（以下「策定委員会」）を設置しています。

検討委員会及び子ども・子育て会議は、学識経験者、各関係機関、公募を含む委員で構成され、策定委員会で審議された計画案等の内容について検討していただく場となります。

策定委員会は、市役所内の関係職員で構成し、計画案等の内容について、総合的な検討及び調整を図る役割を担うこととなります。